

公益社団法人日本ビタミン学会細則

第1条 この細則は、定款を補足しその運用を円滑に行うために定める。

第1章 会員等

第2条 この法人（学会）へ入会を希望する個人又は団体は、定款第6条に基づき入会申込みを行い、入会年度の会費を全額納入しなければならない。

2. 会員の会費年額は次の通りとする。

(1) 正会員 10,000円

(2) 学生会員 2,000円

(3) 団体会員 16,000円（購読料16,000円をもって会費とすることができる。）

(4) 賛助会員 50,000円（1口）

3. 会費年額の変更は、理事会で定め、総会の承認を必要とする。

第3条 前条の会費は、全額前納することを原則とする。

第4条 名誉会員は、年会費及び年次大会の参加費を免除する。

第5条 永年にわたり本会で活動された正会員に感謝の意を表し、今後も学会活動を継続して頂くために、前第2条にかかわらず特別会費制度として、以下により終身の正会員とする。

i 60歳以上で会費100,000円納入

ii 80歳以上は会費無料

2. 特別会費制度の適用は、正会員の申請を受け、理事会の定める基準に基づき、その承認をもって適用する。

（会費の使途）

第6条 第2条の会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。なお、残額については、管理費に使用することができるものとする。

第7条 学生会員とは、大学院、大学、高専、短大等に在籍する学生とする

2. 入会並びに年会費納入に際して、在学証明書等を未提出の場合には、正会員とみなす。

第8条 名誉会員は、定款第5条に基づき、理事会において次項の推挙条件を勘案のうえ、会員中より候補者を推挙し、理事会の議を経て会長が決定する。

2. 名誉会員の推挙条件は次の通りとする。

(1) 原則として、満70才以上であること。

(2) ビタミン学の進歩に多大の貢献をされ、本会の発展に顕著な功績のあった者とし、次の諸点を考慮する。

1) 会長経験者、2) 多年にわたる理事経験者、3) 大会委員長経験者、4) 学会賞受賞者、5) 極めて評価の高い賞の受賞者

3. 名誉会員には名誉会員記を贈呈する。

4. 外国人を名誉会員に推挙できるものとし、推挙の手続きは、日本人の場合に準ずるが、年齢に関する制限は設けない。また、本会会員であることを要しない。

第2章 代議員及び役員を選出等

第9条 代議員は、正会員の中から代議員選挙により選出する。

第10条 代議員が理事又は監事に就任した場合は、任期満了まで兼務する。

第11条 役員を選出に関する事項は、理事会が別に定める。

第12条 会長の任期は、定款第24条に定める理事の任期と一致し、再任を妨げないが、最長2期とする。

第3章 業務担当理事の業務

第13条 定款第22条に定める庶務担当理事は次の業務を分担する。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 会員の入退会に関する事項
- (3) 会議に関する事項
- (4) 議案及び報告に関する事項
- (5) 会誌の配布及び送付
- (6) 幹事会を構成し主宰する
- (7) 記録の整理及び保管
- (8) 文書の発受
- (9) 外部との折衝
- (10) 登記に関する事項
- (11) 表彰に関する事項
- (12) 職員の福利
- (13) 図書・雑誌の整理及び保管
- (14) その他庶務に関する事項

第14条 定款第22条に定める学術・広報担当理事は次の業務を分担する。

- (1) 社会的に必要とされている学術情報の提供
- (2) 広報に関すること
- (3) 市民や学生を対象とした啓発活動
- (4) ホームページの管理
- (5) その他学術・広報に関する事項

第15条 定款第22条に定める会計担当理事は次の業務を分担する。

- (1) 会費の徴収
- (2) 現金の出納及び保管
- (3) 物品の購入及び売却
- (4) 会計帳簿及び証書類の整備
- (5) 予算及び決算に関する事項
- (6) 図書・雑誌を除く物品の保管
- (7) 職員その他の給与に関する事項
- (8) その他会計に関する事項

第16条 定款第22条に定める編集担当理事は次の業務を分担する。

- (1) 会誌の刊行
- (2) 編集委員会に関する事項
- (3) 投稿規定に関する事項
- (4) 原稿の整理及び保管
- (5) その他編集に関する事項

第4章 年次大会、大会委員長

第17条 当法人は、定款第4条第2号の事業として、毎年1回年次大会を開催する。

原則として、年次大会の際に、総会及び学術講演会を開催する。

第18条 年次大会に大会委員長（以下、委員長と称す）を置く。

第19条 委員長は、理事会が選任する。

2. 委員長は、当該年度の年次大会（学術講演会）を組織し運営に当たる。
3. 委員長は、年次大会に合わせて、学術展示会、市民公開講座等を開催することができる。

第20条 年次大会開催年の4月1日現在、満70歳以上の者は、その年の委員長に推薦しない。

第5章 学術講演会等

第21条 当法人は、理事会の議を経て、年次大会（学術講演会）以外にも、学術講演会、研修会、市民公開講座等を開催できることとする。なお、年次大会（学術講演会）を含むこれらの学術講演会等の運営に必要な経費の一部として、参加費を徴収することができる。

第22条 当法人は、理事会の議を経て、地区活動、国際交流の活性化のため、学術講演会等の主催または会員が参加するための経費の支援を行うことができる。

第23条 会員相互間で、また会員と一般市民との間で、ビタミン、その他のバイオフィクターに関する学問分野における情報提供・共有を図るために、ホームページの維持、メールニュースの発信、図書の刊行、データベースの構築等を行うこととする。

第6章 幹事、顧問、功労会員、賛助会員幹事、会長特別補佐

第24条 当法人に幹事、顧問、功労会員、賛助会員幹事、会長特別補佐を置く。幹事、顧問、功労会員、賛助会員幹事、会長特別補佐の任期等は、次のとおりとする。

- (1) 幹事 理事会の職務を補佐するため、幹事20名程度を置き、幹事会を構成し、地区活動の活性化を図る。幹事は、理事会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者を選出することもできる。任期は、2年とする。

各地区に地区委員を2名置き地区活動の中心的役割を果たす。地区の区分は次のとおりとする。

北海道・東北地区、関東地区、中部地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区

- (2) 顧問 正会員のうち、会長経験者で役員を退任した者に対して顧問の名称を付与する。顧問の職務は、会長の相談に応じ助言を行うこと、理事会から諮問された事項について参考意見を述べること、総会に出席し、重要事項について助言を行うことである。

- (3) 功労会員 原則65歳以上の正会員のうち、学会の運営や発展に功労のあった者に対して功労会員の名称を付与する。功労会員は、総会に出席し、重要事項について助言する。

選考にあたっては、次の功績を考慮する。

1) 理事経験者、2) 大会委員長等経験者 3) その他著しい功労のあった者
功労会員は、理事会において選出し、会長が名称を付与する。

- (4) 賛助会員幹事 理事会において賛助会員の中から、学会運営に助言することができる賛助会員幹事を選出し、会長が委嘱する。

- (5) 会長特別補佐 会長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行う。会長特別補佐は、正会員のうちから会長が指名するものとする。会長特別補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長特別補佐の任期の

末日は、当該会長特別補佐を任命した会長の任期の末日以前とする。

第7章 会誌、編集委員会、諸委員会

第25条 当法人は、定款第4条第1号及び2号の事業として、当学会の会誌「ビタミン」を年11回発行する。

(編集委員会)

第26条 日本ビタミン学会誌の編集は、定款第34条に基づき編集委員会が担当する。この学会誌には、ビタミン学及びバイオフィクターと生命科学に関する論文を掲載するほか、年次大会に要するプログラム、講演要旨、当学会の記事、会務公告、その他編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

2. 編集委員長は、編集担当理事が行う。
3. 編集委員は、専門分野を考慮して約10名を会員から選出し会長が委嘱する。任期は、2年とし、再任を妨げない。委員の交代は、役員交代時とする。
4. 編集委員長は、業務を統括し、編集委員会を招集する。
5. その他の編集に関する事項は、「ビタミン誌投稿規約」等に定める。

第27条 会費を滞納した会員には、会誌の配布又は送付を停止する。

第28条 会誌は、理事会の議を経て、寄贈、交換又はその他の処分をすることができる。

第29条 会誌は、理事会で定価を定めて販売することができる。

第30条 日本栄養・食糧学会およびFANS(Federation of Asian Nutrition Societies)との共同編集委員会より、英文誌“The Journal of Nutritional Science and Vitaminology”を隔月に1回発行する。

2. 前項編集委員は、専門分野その他を考慮して正会員中よりその候補者を選出し、JNSV編集委員会において協議し、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(トピックス等担当委員会)

第31条 定款第34条第1項第1号に基づくトピックス等担当委員会は、編集委員会から委託を受けた企画など“ビタミン”誌を充実発展させるための案を立案して編集委員会に意見具申する。

2. トピックス等担当委員(以下「委員」という)は、前項の企画が決定されたとき、その執筆を分担するほか、場合によっては委員以外の適当な執筆者を推薦するものとする。
3. 委員は編集委員会において専門分野その他を考慮して、正会員中より30～40名を選出し、会長が委嘱する。
4. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(学術・広報委員会)

第32条 定款第34条第1項第2号に基づく学術・広報委員会にビタミン等について総合的に判断ができる委員5名程度を会員から選出し、会長が委嘱する。

2. 委員の任期は2年とする。委員の交代は役員交代時とする。
3. 学術・広報委員長は、学術・広報担当理事が行う。
4. 委員会の役割は次のとおりである。
 - (1) 社会的関心事について、正しい情報を提供する。
 - (2) 社会的に必要とされている情報を提供する。
 - (3) 臨床分野や企業の専門家にも興味を持てる情報を提供する。

- (4) 編集委員会と連携して、社会的関心事を特集などとして企画・刊行する。
 - (5) 市民や学生を対象に啓発活動をおこなう。
 - (6) その他、ビタミンの学術・広報に関すること。
5. 委員会の下部組織として必要に応じてサポートグループを置くことができる。サポートグループのメンバーは、委員長が委嘱する。

(国際交流委員会)

- 第33条 定款第34条第1項第3号に基づく国際交流委員会は、国際学会との交流のために、本会の窓口として国際交流につとめることを目的とする。
2. 委員長は、会長併任とする。但し、会長は別に委員長を委嘱することができる。
 3. 委員若干名を会員から選出し、会長が委嘱する。任期は、2年とする。委員の交代は役員交代時とする。

第8章 表彰

(学会賞)

- 第34条 当法人は、我が国におけるビタミン学の進歩発展に功績のあった研究に対し、日本ビタミン学会学会賞並びに奨励賞を授与する。
2. 受賞者は、正会員の中から毎年学会賞2名以内、奨励賞2名以内とする。
 3. 奨励賞は、将来さらに一層の進展が期待される研究を奨励する目的で授与するものであり、その授賞年度の4月1日現在において満43才未満の者とする。

(学会賞選考委員会等)

- 第35条 会長は正会員に募集・締切後、学会賞選考委員会を設け、受賞候補者の選出を行ない理事会の議を経て受賞者を決定する。
2. 学会賞選考委員会は、理事会において研究分野その他を考慮して若干名の委員を選出する。
 3. 受賞者には、賞記、賞牌及び副賞を授与する。
 4. 受賞者には受賞の対象となった研究の概要を、総合論文として半年以内に会誌「ビタミン」に投稿することを義務づけるものとする。

(功績者)

- 第36条 当法人は、我が国におけるビタミン学の進歩発展に特に功績のあった者に対し、功績者と認め、感謝状を授与する。
2. 功績者は、理事等の推薦によるものとし、理事会で決定する。

(企画・技術・活動賞)

- 第37条 ビタミンとバイオフィアクターの価値を科学的に裏付けて国民の健康と福祉に役立つような企画・技術・活動に特に貢献した者に対し、企画・技術・活動賞を授与することができる。
2. 企画・技術・活動賞は、学会賞選考委員会において、受賞候補者の選出を行い理事会の議を経て受賞者を決定する。
 3. 受賞者には、賞状と賞牌を授与する。

(学生優秀発表賞)

- 第38条 年次大会において、学生会員の一般演題発表者の中で最も優秀な発表を行

った者に対して学生優秀発表賞を授与することができる。

2. 学生優秀発表賞の選考は、総会に出席した理事および代議員の投票により選考し、業務担当理事会で受賞者を決定する。
3. 受賞者には、賞状及び副賞を授与する。

(トピックス貢献賞)

第39条 ビタミン誌に一年間に掲載されたトピックス投稿において貢献度が高いものに対して貢献賞を授与することができる。

2. トピックス貢献賞の選考基準は別に定める。
3. 受賞者には、賞状と副賞を授与する。

第40条 細則第35条、第36条、第37条、第38条、第39条の賞に加えて、必要に応じて理事会の承認の上、新たに設置または廃止することができる。

第9章 細則の変更

第41条 この細則の変更は、第2条を除き理事会の決議による。

附 則

1. この細則は、法人法第22条に定める設立の登記の日（平成25年5月29日）より施行する。
2. この改正は、平成25年11月17日より施行する。
3. この改正は、平成26年2月9日より施行する。
4. この改正は、平成26年8月24日より施行する。
5. この改正は、平成27年2月8日より施行する。
6. この改正は、平成27年12月13日より施行する。
7. この改正は、平成28年2月7日より施行する。
8. この改正は、平成28年12月11日より施行する。
9. この改正は、平成29年11月23日より施行する。
10. この改正は、平成30年5月22日より施行する。
11. この改正は、令和2年4月1日より施行する。（令和2年2月11日理事会決議）
12. この改正は、令和3年1月1日より施行する。（令和2年12月2日理事会決議）
13. この改正は、令和3年5月16日より施行する。（令和3年5月15日理事会決議）
14. この改正は、令和7年2月12日より施行する。（令和7年2月11日理事会決議）